

2011 年度春季研究大会
「憲法と平和」分科会

2011 年 6 月 5 日、於・新潟国際情報大学中央キャンパス

テーマ：「平和的生存権論の現段階」

報告：前田朗（東京造形大学）「国連人権理事会における平和的生存権——平和への権利国連宣言に向けての議論から」

報告：申鉉旰（立命館大学大学院生）「韓国における平和的生存権論——憲法学説と憲法裁判所の決定」

司会：君島東彦（立命館大学）

日本国憲法前文は「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と述べており、この憲法テキストおよび他の規定によって、日本国憲法は平和的生存権を保障している。平和的生存権の概念、考え方は、とりわけ 1960 年代 70 年代の恵庭訴訟、長沼訴訟、百里基地訴訟等、自衛隊の合憲性を争った憲法訴訟を通じて深められたといえる。さらに、1990 年代に湾岸戦争への日本の関与を争った市民平和訴訟、2000 年代にイラクへの自衛隊派兵を争ったイラク派兵差止訴訟においても、絶えず平和的生存権の考え方は主張されてきた。「憲法と平和」分科会では、2008 年度秋季研究集会において「自衛隊イラク派兵差止等請求事件名古屋高裁判決」について、2010 年度秋季研究集会において「百里基地訴訟」について検討を加え、平和的生存権に関する考察を続けてきた。

今回の分科会では、平和的生存権論の最新の状況について 2 つの報告を聞いた。日本国内における平和的生存権論は、世界的にみて先駆的であるが、国際社会においても「平和への権利」(right to peace) の議論が 1970 年代からあり、2 つの国連総会決議 (1978 年、1984 年) として結実している。この「平和への権利」論は、近年、国連機関を舞台として、新たな展開を見せている。国連人権高等弁務官事務所で活躍したスペインのカルロス・ビヤン・デュラン教授によって設立された NGO「スペイン国際人権法協会」のイニシアティブで、2006 年から、平和への権利国連宣言を求める運動が展開されており、これをうけて国連人権理事会は、2008 年から 2010 年まで 3 年連続で、「人民の平和への権利が重要であり、その内容を豊かにし、確定するために議論を続ける」という決議を採択した (国連人権理事会決議 14/3「人民の平和への権利の促進」2010 年 6 月 17 日採択)。前田氏は、国連人権理事会における最新の議論状況を報告した。前田氏は、毎年、ジュネーブで国連人権理事会の審議を傍聴し、NGO の立場から発言しており、貴重な情報提供である。国連人権理事会が平和への権利の内容を明らかにすることを諮問委員会に要請したのをうけて、ドイツの Wolfgang Heinz 氏が平和への権利の内容を明らかにするための中間報告を出している。Heinz 報告では、平和への権利の内容として、たとえば大量破壊兵器のない世界で生きる権利や良心的兵役拒否の権利等を挙げている。国連人権理事会における平和への権利の議論に対して、日本の法律家や NGO の関与はまだである。国連人権理事会における平和への権利の内容と日本国憲法で保障される平和的生存権の内容の異同に留意する必要があるが、前田氏がいうように、平和的生存権論を深めてきた日本の法律家と市民が国連人権理事会での議論に積極的にかかわることが求められるであろう。

平和的生存権に関しては、韓国の憲法学説と憲法裁判所の決定が注目される。申氏の報告は韓国における平和的生存権論を概観するものであった。韓国の憲法学において、日本の平和的生存権論を紹介する研究が 1980 年代からあったが、日本国憲法の平和的生存権論を踏まえて、韓国憲法の平和的生存権論を本格的に展開しているのは仁荷大学の李京柱教授である。韓国における平和運動の展開も注目される。日本と同じように、平和運動が裁判所——韓国においては、憲法裁判所——を使う事例があらわれた。イラク派兵、米軍基地の移転、軍事演習の違憲確認を求める憲法訴訟願審査が次々と請求され、すべて請求は否定されたが、決定の中で「韓国憲法は平和的生存権を保障している」という判断をした決定もあった (2006 年決定。ただし、これは 2009 年決定において覆された)。韓国憲法には平和的生存権に言及する条文はないが、憲法裁判所は、10 条 (日本国憲法 13 条に似た規定。人間の尊厳と幸福追求権) を根拠にして平和的生存権を認めたのであり、後の決定で覆されたとはいえ、この積極的な憲法解釈は注目される。

討論においては、平和への権利に関する国連プロセスに日本はどのようにかかわるべきか、安保理決議 1325 号 (国連および加盟国の平和活動における女性の関与の強化) を成立させた女性 NGO と人権理事会で活動している NGO の連携の可能性、韓国憲法の平和主義全体の中で平

和的生存権はどのような位置を占めるのか、韓国憲法の平和主義をつくっている市民のイニシアティブ等々について、活発な議論がなされた。

(君島東彦)